

託送供給約款 新旧対照表

現 行	備 考	改 正 後				
<p>I. 基本事項～VII 保安等 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1. 実施期日 この約款は、<u>2023年10月23日</u>から実施いたします。</p> <p>2. 定期修理時等における取扱い～4. 乖離率に係る暫定措置 (略)</p> <p>(別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア (供給区域) (1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 当社は以下の通り払出エリア (供給区域) を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田本社エリア <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県新発田市</td> </tr> <tr> <td> 新富町1・2・3丁目 本 町1・2・3・4丁目 諏訪町1・2・3丁目 大栄町1・2・3・4・5・6・7丁目 中央町1・2・3・4・5丁目 大手町1・2・3・4・5・6丁目 御幸町1・2・3・4丁目 住吉町1・2・3・4・5丁目 西園町1・2・3丁目 城北町1・2・3丁目 緑 町1・2・3丁目 中田町1・2・3丁目 小舟町1・2・3丁目 中曽根町1・2・3丁目 舟入町1・2・3丁目 新栄町1・2・3丁目 富塚町1・2・3丁目 東新町1・2・3・4丁目 豊 町1・2・3・4丁目 道 賀 曾 根 岡 田 中谷内 島 潟 佐々木 (但し、JR白新線の以南を除く) 西名柄 桑ノ口 五十公野 板 敷 長 畑 山 崎 舟 入 上中沢 小 見 小舟渡 則 清 下内竹 金 谷 西宮内 古 寺 北蕨口 富 塚 西蕨口 日 渡 中曽根 </td> </tr> </table>	新潟県新発田市	新富町1・2・3丁目 本 町1・2・3・4丁目 諏訪町1・2・3丁目 大栄町1・2・3・4・5・6・7丁目 中央町1・2・3・4・5丁目 大手町1・2・3・4・5・6丁目 御幸町1・2・3・4丁目 住吉町1・2・3・4・5丁目 西園町1・2・3丁目 城北町1・2・3丁目 緑 町1・2・3丁目 中田町1・2・3丁目 小舟町1・2・3丁目 中曽根町1・2・3丁目 舟入町1・2・3丁目 新栄町1・2・3丁目 富塚町1・2・3丁目 東新町1・2・3・4丁目 豊 町1・2・3・4丁目 道 賀 曾 根 岡 田 中谷内 島 潟 佐々木 (但し、JR白新線の以南を除く) 西名柄 桑ノ口 五十公野 板 敷 長 畑 山 崎 舟 入 上中沢 小 見 小舟渡 則 清 下内竹 金 谷 西宮内 古 寺 北蕨口 富 塚 西蕨口 日 渡 中曽根	<p>変 更</p> <p>追 加</p> <p>追 加</p> <p>追 加</p>	<p>I. 基本事項～VII 保安等 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1. 実施期日 この約款は、<u>2024年1月15日</u>から実施いたします。</p> <p>2. 定期修理時等における取扱い～4. 乖離率に係る暫定措置 (略)</p> <p>(別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア (供給区域) (1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 当社は以下の通り払出エリア (供給区域) を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田本社エリア <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1-1 供給区域 (新潟県新発田市)</td> </tr> <tr> <td> 新富町1・2・3丁目 本 町1・2・3・4丁目 諏訪町1・2・3丁目 大栄町1・2・3・4・5・6・7丁目 中央町1・2・3・4・5丁目 大手町1・2・3・4・5・6丁目 御幸町1・2・3・4丁目 住吉町1・2・3・4・5丁目 西園町1・2・3丁目 城北町1・2・3丁目 緑 町1・2・3丁目 中田町1・2・3丁目 小舟町1・2・3丁目 中曽根町1・2・3丁目 舟入町1・2・3丁目 新栄町1・2・3丁目 富塚町1・2・3丁目 東新町1・2・3・4丁目 豊 町1・2・3・4丁目 道 賀 曾 根 岡 田 弓 越 奥山新保 東塚ノ目 中谷内 島 潟 佐々木 (但し、JR白新線の以南を除く) 西名柄 桑ノ口 五十公野 板 敷 長 畑 山 崎 舟 入 上中沢 小 見 小舟渡 則 清 下内竹 金 谷 西宮内 古 寺 上内竹 (但し、古寺、山崎、下内竹に囲まれた区域とする) 北蕨口 富 塚 西蕨口 日 渡 中曽根 </td> </tr> </table>	1-1 供給区域 (新潟県新発田市)	新富町1・2・3丁目 本 町1・2・3・4丁目 諏訪町1・2・3丁目 大栄町1・2・3・4・5・6・7丁目 中央町1・2・3・4・5丁目 大手町1・2・3・4・5・6丁目 御幸町1・2・3・4丁目 住吉町1・2・3・4・5丁目 西園町1・2・3丁目 城北町1・2・3丁目 緑 町1・2・3丁目 中田町1・2・3丁目 小舟町1・2・3丁目 中曽根町1・2・3丁目 舟入町1・2・3丁目 新栄町1・2・3丁目 富塚町1・2・3丁目 東新町1・2・3・4丁目 豊 町1・2・3・4丁目 道 賀 曾 根 岡 田 弓 越 奥山新保 東塚ノ目 中谷内 島 潟 佐々木 (但し、JR白新線の以南を除く) 西名柄 桑ノ口 五十公野 板 敷 長 畑 山 崎 舟 入 上中沢 小 見 小舟渡 則 清 下内竹 金 谷 西宮内 古 寺 上内竹 (但し、古寺、山崎、下内竹に囲まれた区域とする) 北蕨口 富 塚 西蕨口 日 渡 中曽根
新潟県新発田市						
新富町1・2・3丁目 本 町1・2・3・4丁目 諏訪町1・2・3丁目 大栄町1・2・3・4・5・6・7丁目 中央町1・2・3・4・5丁目 大手町1・2・3・4・5・6丁目 御幸町1・2・3・4丁目 住吉町1・2・3・4・5丁目 西園町1・2・3丁目 城北町1・2・3丁目 緑 町1・2・3丁目 中田町1・2・3丁目 小舟町1・2・3丁目 中曽根町1・2・3丁目 舟入町1・2・3丁目 新栄町1・2・3丁目 富塚町1・2・3丁目 東新町1・2・3・4丁目 豊 町1・2・3・4丁目 道 賀 曾 根 岡 田 中谷内 島 潟 佐々木 (但し、JR白新線の以南を除く) 西名柄 桑ノ口 五十公野 板 敷 長 畑 山 崎 舟 入 上中沢 小 見 小舟渡 則 清 下内竹 金 谷 西宮内 古 寺 北蕨口 富 塚 西蕨口 日 渡 中曽根						
1-1 供給区域 (新潟県新発田市)						
新富町1・2・3丁目 本 町1・2・3・4丁目 諏訪町1・2・3丁目 大栄町1・2・3・4・5・6・7丁目 中央町1・2・3・4・5丁目 大手町1・2・3・4・5・6丁目 御幸町1・2・3・4丁目 住吉町1・2・3・4・5丁目 西園町1・2・3丁目 城北町1・2・3丁目 緑 町1・2・3丁目 中田町1・2・3丁目 小舟町1・2・3丁目 中曽根町1・2・3丁目 舟入町1・2・3丁目 新栄町1・2・3丁目 富塚町1・2・3丁目 東新町1・2・3・4丁目 豊 町1・2・3・4丁目 道 賀 曾 根 岡 田 弓 越 奥山新保 東塚ノ目 中谷内 島 潟 佐々木 (但し、JR白新線の以南を除く) 西名柄 桑ノ口 五十公野 板 敷 長 畑 山 崎 舟 入 上中沢 小 見 小舟渡 則 清 下内竹 金 谷 西宮内 古 寺 上内竹 (但し、古寺、山崎、下内竹に囲まれた区域とする) 北蕨口 富 塚 西蕨口 日 渡 中曽根						

託送供給約款 新旧対照表

現 行	備 考	改 正 後
<p>竹ノ花 二ツ堂 切 梅 荒 町 乙 次 大 伝 小 坂 下飯塚 赤 橋 池ノ端 岡屋敷 戸板沢 月岡温泉 下中ノ目 (但し、豊浦郷土地改良区5区の第8、第4、第51、第74号道路の以西を除く) 本 田 (但し、本田土地改良区3号道路の以西を除く)</p>	修 正	<p>竹ヶ花 二ツ堂 切 梅 荒 町 乙 次 大 伝 小 坂 下飯塚 赤 橋 池ノ端 岡屋敷 戸板沢 月 岡 月岡温泉 下中ノ目 (但し、豊浦郷土地改良区5区の第8、第4、第51、第74号道路の以西を除く) 本 田 (但し、本田土地改良区3号道路の以西を除く) 竹俣万代 (但し、県道豊浦・笹岡線以東とする) 吉 浦 (但し、県道豊浦・笹岡線以東及びJ R羽越本線より北側の市道豊浦中央連絡線以東とする) 万 代 (但し、市道万代村中線と県道豊浦・笹岡線以東に限る。647、650、676、687、688、689、691、738、740、743、746、759、763、764-1、766、790、792番地を除く) 上中山 (但し、国道290号線以西、県道月岡停車場・月岡線以北とする)</p>
<p>人 橋 二ツ山 真野原外 真野原 米 子 元 郷 真野代 宮 吉 小 川 長 島 中 野 長者館 関 井 稲荷岡 下中沢 福 岡 富 島 古 田 真 野 南成田 住 吉 中 島 大中島 高 島 片 桐 藤塚浜 (但し、落堀川左岸区域とする) 湖 南 高山寺 古 楯 住 田 釜 杭 塚 田 下山田 二本木 野 中 平 山 草 荷 稲 荷 横 岡 古 川 吉 田 西 浦 川 尻 上今泉 下西山 押 廻 川 口 箱 岩 向中城 関 妻 下 中 小 島 館野小路 上館 (但し、市道小松下中線の以西、字界に囲われた区域)</p>	修 正	<p>人 橋 二ツ山 真野原外 真野原 米 子 元 郷 真野代 宮 吉 小 川 長 島 中 野 長者館 関 井 稲荷岡 下中沢 福 岡 富 島 古 田 真 中 南成田 住 吉 中 島 大中島 高 島 片 桐 藤塚浜 (但し、落堀川左岸区域とする) 湖 南 高山寺 古 楯 住 田 釜 杭 塚 田 下山田 二本木 野 中 平 山 草 荷 稲 荷 横 岡 古 川 吉 田 西 浦 川 尻 上今泉 下西山 押 廻 川 口 箱 岩 向中条 関 妻 下 中 小 島 館野小路 上館 (但し、市道小松下中線の以西、字界に囲われた区域)</p>
新潟県北蒲原郡聖籠町	追 加	1-1 供給区域 (新潟県北蒲原郡聖籠町)
<p>全 域 但し、東港1丁目 (旧大字亀塚浜字位守山及び旧大字網代浜に係る地区を除く) を除く、東港2丁目 (旧大字亀塚浜字下道に係る地区を除く) 及び東港4丁目 (旧大字大夫興野に係る地区を除く) を除く</p>	追 加	<p>全 域 但し、東港1丁目 (旧大字亀塚浜字位守山及び旧大字網代浜に係る地区を除く) を除く、東港2丁目 (旧大字亀塚浜字下道に係る地区を除く) 及び東港4丁目 (旧大字大夫興野に係る地区を除く) を除く</p>
新潟県阿賀野市	追 加	1-1 供給区域 (新潟県阿賀野市)
<p>下 里 (但し、J R羽越線以南を除く) 金田町の一部 (但し、国道49号線、市道金田町大野地線、市道弥生町1号線、市道弥生町6号線、市道弥生町9号線に囲われた区域とする。)</p>	追 加	<p>下 里 (但し、J R羽越線以南を除く) 京ヶ瀬工業団地 金田町の一部 (但し、国道49号線、市道金田町大野地線、市道弥生町1号線、市道弥生町6号線、市道弥生町9号線に囲われた区域とする。)</p>
新潟県新潟市北区太田	追 加	1-1 供給区域 (新潟県新潟市北区太田)
(但し、日本海東北自動車道より北側及び市道豊栄 1-582 号線より東側とする。)		(但し、日本海東北自動車道より北側及び市道豊栄 1-582 号線より東側とする。)

託送供給約款 新旧対照表

現 行	備 考	改 正 後																																																																																														
<p>(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び 監視方法</p> <p>受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="3">基 準 値</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>ガス小売り供給約款 別表第1-1 供給区域</th> <th>ガス小売り供給約款 別表第1-2 供給区域</th> <th>ガス小売り供給約款 別表第1-3 供給区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準熱量</td> <td>43.3MJ/Nm³</td> <td>42.3MJ/Nm³</td> <td>42.3MJ/Nm³</td> <td>ガス事業法の 熱量の定義による</td> </tr> <tr> <td>総発熱量</td> <td>43.2～43.8 MJ/Nm³</td> <td>41.8～42.8 MJ/Nm³</td> <td>41.8～42.8 MJ/Nm³</td> <td>瞬間値</td> </tr> <tr> <td>ウォッペ 指数</td> <td>52.7～57.8</td> <td>52.7～57.8</td> <td>52.7～57.8</td> <td rowspan="2">成分の含有率 より算定する 算定方法はガ ス事業法による</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度</td> <td>35～47</td> <td>35～47</td> <td>35～47</td> </tr> <tr> <td>比重</td> <td>1.0 未満</td> <td>1.0 未満</td> <td>1.0 未満</td> <td>空気を 1.0 と する</td> </tr> <tr> <td>付臭剤 濃度</td> <td>5.0～7.5mg/Nm³</td> <td>5.0～7.5mg/Nm³</td> <td>5.0～7.5mg/Nm³</td> <td>原則として当 社が指定する 付臭剤を使用 する</td> </tr> <tr> <td>受入温度</td> <td>0～40℃</td> <td>0～40℃</td> <td>0～40℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入圧力</td> <td>受入地点の導管運用 上の最高圧力以下で あること</td> <td>受入地点の導管運用 上の最高圧力以下で あること</td> <td>受入地点の導管運 用上の最高圧力以 下であること</td> <td>流量を制御す る設備の上流 で託送供給契 約量の受渡し に必要な圧力 を確保すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。</p> <p>以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させ ていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 酸素 ・ 窒素 ・ 一酸化炭素 ・ 二酸化炭素 ・ 水素 	項 目	基 準 値			備 考	ガス小売り供給約款 別表第1-1 供給区域	ガス小売り供給約款 別表第1-2 供給区域	ガス小売り供給約款 別表第1-3 供給区域	標準熱量	43.3MJ/Nm ³	42.3MJ/Nm ³	42.3MJ/Nm ³	ガス事業法の 熱量の定義による	総発熱量	43.2～43.8 MJ/Nm ³	41.8～42.8 MJ/Nm ³	41.8～42.8 MJ/Nm ³	瞬間値	ウォッペ 指数	52.7～57.8	52.7～57.8	52.7～57.8	成分の含有率 より算定する 算定方法はガ ス事業法による	燃焼速度	35～47	35～47	35～47	比重	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	空気を 1.0 と する	付臭剤 濃度	5.0～7.5mg/Nm ³	5.0～7.5mg/Nm ³	5.0～7.5mg/Nm ³	原則として当 社が指定する 付臭剤を使用 する	受入温度	0～40℃	0～40℃	0～40℃		受入圧力	受入地点の導管運用 上の最高圧力以下で あること	受入地点の導管運用 上の最高圧力以下で あること	受入地点の導管運 用上の最高圧力以 下であること	流量を制御す る設備の上流 で託送供給契 約量の受渡し に必要な圧力 を確保すること	変 更	<p>(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び 監視方法</p> <p>受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="3">基 準 値</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th style="color: red;">別表第1の 1-1 供給区域</th> <th style="color: red;">別表第1の 1-2 供給区域</th> <th style="color: red;">別表第1の 1-3 供給区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準熱量</td> <td>43.3MJ/Nm³</td> <td>42.3MJ/Nm³</td> <td>42.3MJ/Nm³</td> <td>ガス事業法の 熱量の定義による</td> </tr> <tr> <td>総発熱量</td> <td>43.2～43.8 MJ/Nm³</td> <td>41.8～42.8 MJ/Nm³</td> <td>41.8～42.8 MJ/Nm³</td> <td>瞬間値</td> </tr> <tr> <td>ウォッペ 指数</td> <td>52.7～57.8</td> <td>52.7～57.8</td> <td>52.7～57.8</td> <td rowspan="2">成分の含有率 より算定する 算定方法はガ ス事業法による</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度</td> <td>35～47</td> <td>35～47</td> <td>35～47</td> </tr> <tr> <td>比重</td> <td>1.0 未満</td> <td>1.0 未満</td> <td>1.0 未満</td> <td>空気を 1.0 と する</td> </tr> <tr> <td>付臭剤 濃度</td> <td>5.0～7.5mg/Nm³</td> <td>5.0～7.5mg/Nm³</td> <td>5.0～7.5mg/Nm³</td> <td>原則として当 社が指定する 付臭剤を使用 する</td> </tr> <tr> <td>受入温度</td> <td>0～40℃</td> <td>0～40℃</td> <td>0～40℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入圧力</td> <td>受入地点の導管運用 上の最高圧力以下で あること</td> <td>受入地点の導管運用 上の最高圧力以下で あること</td> <td>受入地点の導管運 用上の最高圧力以 下であること</td> <td>流量を制御す る設備の上流 で託送供給契 約量の受渡し に必要な圧力 を確保すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。</p> <p>以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させ ていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 酸素 ・ 窒素 ・ 一酸化炭素 ・ 二酸化炭素 ・ 水素 	項 目	基 準 値			備 考	別表第1の 1-1 供給区域	別表第1の 1-2 供給区域	別表第1の 1-3 供給区域	標準熱量	43.3MJ/Nm ³	42.3MJ/Nm ³	42.3MJ/Nm ³	ガス事業法の 熱量の定義による	総発熱量	43.2～43.8 MJ/Nm ³	41.8～42.8 MJ/Nm ³	41.8～42.8 MJ/Nm ³	瞬間値	ウォッペ 指数	52.7～57.8	52.7～57.8	52.7～57.8	成分の含有率 より算定する 算定方法はガ ス事業法による	燃焼速度	35～47	35～47	35～47	比重	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	空気を 1.0 と する	付臭剤 濃度	5.0～7.5mg/Nm ³	5.0～7.5mg/Nm ³	5.0～7.5mg/Nm ³	原則として当 社が指定する 付臭剤を使用 する	受入温度	0～40℃	0～40℃	0～40℃		受入圧力	受入地点の導管運用 上の最高圧力以下で あること	受入地点の導管運用 上の最高圧力以下で あること	受入地点の導管運 用上の最高圧力以 下であること	流量を制御す る設備の上流 で託送供給契 約量の受渡し に必要な圧力 を確保すること
項 目		基 準 値				備 考																																																																																										
	ガス小売り供給約款 別表第1-1 供給区域	ガス小売り供給約款 別表第1-2 供給区域	ガス小売り供給約款 別表第1-3 供給区域																																																																																													
標準熱量	43.3MJ/Nm ³	42.3MJ/Nm ³	42.3MJ/Nm ³	ガス事業法の 熱量の定義による																																																																																												
総発熱量	43.2～43.8 MJ/Nm ³	41.8～42.8 MJ/Nm ³	41.8～42.8 MJ/Nm ³	瞬間値																																																																																												
ウォッペ 指数	52.7～57.8	52.7～57.8	52.7～57.8	成分の含有率 より算定する 算定方法はガ ス事業法による																																																																																												
燃焼速度	35～47	35～47	35～47																																																																																													
比重	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	空気を 1.0 と する																																																																																												
付臭剤 濃度	5.0～7.5mg/Nm ³	5.0～7.5mg/Nm ³	5.0～7.5mg/Nm ³	原則として当 社が指定する 付臭剤を使用 する																																																																																												
受入温度	0～40℃	0～40℃	0～40℃																																																																																													
受入圧力	受入地点の導管運用 上の最高圧力以下で あること	受入地点の導管運用 上の最高圧力以下で あること	受入地点の導管運 用上の最高圧力以 下であること	流量を制御す る設備の上流 で託送供給契 約量の受渡し に必要な圧力 を確保すること																																																																																												
項 目	基 準 値			備 考																																																																																												
	別表第1の 1-1 供給区域	別表第1の 1-2 供給区域	別表第1の 1-3 供給区域																																																																																													
標準熱量	43.3MJ/Nm ³	42.3MJ/Nm ³	42.3MJ/Nm ³	ガス事業法の 熱量の定義による																																																																																												
総発熱量	43.2～43.8 MJ/Nm ³	41.8～42.8 MJ/Nm ³	41.8～42.8 MJ/Nm ³	瞬間値																																																																																												
ウォッペ 指数	52.7～57.8	52.7～57.8	52.7～57.8	成分の含有率 より算定する 算定方法はガ ス事業法による																																																																																												
燃焼速度	35～47	35～47	35～47																																																																																													
比重	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	空気を 1.0 と する																																																																																												
付臭剤 濃度	5.0～7.5mg/Nm ³	5.0～7.5mg/Nm ³	5.0～7.5mg/Nm ³	原則として当 社が指定する 付臭剤を使用 する																																																																																												
受入温度	0～40℃	0～40℃	0～40℃																																																																																													
受入圧力	受入地点の導管運用 上の最高圧力以下で あること	受入地点の導管運用 上の最高圧力以下で あること	受入地点の導管運 用上の最高圧力以 下であること	流量を制御す る設備の上流 で託送供給契 約量の受渡し に必要な圧力 を確保すること																																																																																												

託送供給約款 新旧対照表

現 行	備 考	改 正 後																																																																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全硫黄 ・ 硫化水素 ・ アンモニア ・ ガスのノッキング性 ・ 炭化水素の露点 ・ 水分 ・ その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl等、ジエン類、オレフィン類、有害物質：ベンゼン、トルエン等） <p style="margin-top: 20px;">ガスの性状等の測定及び監視方法は原則として下表のとおりとします。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については必ずしも測定することを要しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 55%;">測 定 方 法 の 例</th> <th style="width: 30%;">監 視 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総発熱量</td> <td>速応答型熱量計</td> <td>連続監視</td> </tr> <tr> <td>ウォッペ指数 燃焼速度</td> <td>ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>比重</td> <td>ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>ガス事業法に基づく方法</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>全硫黄</td> <td>ガス事業法に基づく方法</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td>ガス事業法に基づく方法</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>付臭剤濃度</td> <td>付臭剤添加量とガス流量から算定</td> <td>連続監視</td> </tr> <tr> <td>炭化水素、水素 一酸化炭素 二酸化炭素 酸素、窒素</td> <td>ガスクロマトグラフィー</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>ガスのノッキング性</td> <td>ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>炭化水素の露点</td> <td>ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>水分</td> <td>露点計</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>温度計</td> <td>連続監視</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>圧力計</td> <td>連続監視</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">注1：測定方法は個別協議により他の方法によることがあります。 注2：上記項目の測定結果は当社に提出していただきます。 注3：上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。</p> <p style="margin-top: 10px;">(別表第3)～(別表第5)(略)</p>	項 目	測 定 方 法 の 例	監 視 方 法	総発熱量	速応答型熱量計	連続監視	ウォッペ指数 燃焼速度	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視	比重	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視	硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視	全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視	アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視	付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量から算定	連続監視	炭化水素、水素 一酸化炭素 二酸化炭素 酸素、窒素	ガスクロマトグラフィー	定期監視	ガスのノッキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視	炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視	水分	露点計	定期監視	温度	温度計	連続監視	圧力	圧力計	連続監視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全硫黄 ・ 硫化水素 ・ アンモニア ・ ガスのノッキング性 ・ 炭化水素の露点 ・ 水分 ・ その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl等、ジエン類、オレフィン類、有害物質：ベンゼン、トルエン等） <p style="margin-top: 20px;">ガスの性状等の測定及び監視方法は原則として下表のとおりとします。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については必ずしも測定することを要しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 55%;">測 定 方 法 の 例</th> <th style="width: 30%;">監 視 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総発熱量</td> <td>速応答型熱量計</td> <td>連続監視</td> </tr> <tr> <td>ウォッペ指数 燃焼速度</td> <td>ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>比重</td> <td>ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>ガス事業法に基づく方法</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>全硫黄</td> <td>ガス事業法に基づく方法</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td>ガス事業法に基づく方法</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>付臭剤濃度</td> <td>付臭剤添加量とガス流量から算定</td> <td>連続監視</td> </tr> <tr> <td>炭化水素、水素 一酸化炭素 二酸化炭素 酸素、窒素</td> <td>ガスクロマトグラフィー</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>ガスのノッキング性</td> <td>ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>炭化水素の露点</td> <td>ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>水分</td> <td>露点計</td> <td>定期監視</td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>温度計</td> <td>連続監視</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>圧力計</td> <td>連続監視</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">注1：測定方法は個別協議により他の方法によることがあります。 注2：上記項目の測定結果は当社に提出していただきます。 注3：上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。</p> <p style="margin-top: 10px;">(別表第3)～(別表第5)(略)</p>	項 目	測 定 方 法 の 例	監 視 方 法	総発熱量	速応答型熱量計	連続監視	ウォッペ指数 燃焼速度	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視	比重	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視	硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視	全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視	アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視	付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量から算定	連続監視	炭化水素、水素 一酸化炭素 二酸化炭素 酸素、窒素	ガスクロマトグラフィー	定期監視	ガスのノッキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視	炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視	水分	露点計	定期監視	温度	温度計	連続監視	圧力	圧力計	連続監視
項 目	測 定 方 法 の 例	監 視 方 法																																																																																			
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視																																																																																			
ウォッペ指数 燃焼速度	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視																																																																																			
比重	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視																																																																																			
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視																																																																																			
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視																																																																																			
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視																																																																																			
付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量から算定	連続監視																																																																																			
炭化水素、水素 一酸化炭素 二酸化炭素 酸素、窒素	ガスクロマトグラフィー	定期監視																																																																																			
ガスのノッキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視																																																																																			
炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視																																																																																			
水分	露点計	定期監視																																																																																			
温度	温度計	連続監視																																																																																			
圧力	圧力計	連続監視																																																																																			
項 目	測 定 方 法 の 例	監 視 方 法																																																																																			
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視																																																																																			
ウォッペ指数 燃焼速度	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視																																																																																			
比重	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視																																																																																			
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視																																																																																			
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視																																																																																			
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視																																																																																			
付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量から算定	連続監視																																																																																			
炭化水素、水素 一酸化炭素 二酸化炭素 酸素、窒素	ガスクロマトグラフィー	定期監視																																																																																			
ガスのノッキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視																																																																																			
炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視																																																																																			
水分	露点計	定期監視																																																																																			
温度	温度計	連続監視																																																																																			
圧力	圧力計	連続監視																																																																																			

託送供給約款 新旧対照表

現 行	備 考	改 正 後																																																																																																																								
<p>(別表第6) 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額 (ガスメーターの能力別当社負担額)</p> <p>(1) ガス小売り供給約款別表第1-1 供給区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">設置するガスメーターの能力</th> <th style="width: 50%;">ガスメーター1個につき当社の負担する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2.5立方メートル毎時以下</td><td style="text-align: right;">55,000 円</td></tr> <tr><td>4立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">88,000 円</td></tr> <tr><td>6立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">132,000 円</td></tr> <tr><td>10立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">220,000 円</td></tr> <tr><td>16立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">352,000 円</td></tr> <tr><td>25立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">550,000 円</td></tr> <tr><td>40立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">880,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>上記以外の能力のガスメーターについての当社負担額は、1立方メートルにつき22,000円の割合で計算した金額といたします。</p> <p>(2) ガス小売り供給約款別表第1-2 供給区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">設置するガスメーターの能力</th> <th style="width: 50%;">ガスメーター1個につき当社の負担する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2.5立方メートル毎時以下</td><td style="text-align: right;">60,000 円</td></tr> <tr><td>4立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">96,000 円</td></tr> <tr><td>6立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">144,000 円</td></tr> <tr><td>10立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">240,000 円</td></tr> <tr><td>16立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">384,000 円</td></tr> <tr><td>25立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">600,000 円</td></tr> <tr><td>40立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">960,000 円</td></tr> <tr><td>65立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">1,560,000 円</td></tr> <tr><td>100立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">2,400,000 円</td></tr> <tr><td>160立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">3,840,000 円</td></tr> <tr><td>200立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">4,800,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>上記以外の能力のガスメーターについての当社負担額は、1立方メートルにつき24,000円の割合で計算した金額といたします。</p> <p>(3) ガス小売り供給約款別表第1-3 供給区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">設置するガスメーターの能力</th> <th style="width: 50%;">ガスメーター1個につき当社の負担する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2.5立方メートル毎時以下</td><td style="text-align: right;">150,000 円</td></tr> <tr><td>4立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">240,000 円</td></tr> <tr><td>6立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">360,000 円</td></tr> <tr><td>10立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">600,000 円</td></tr> <tr><td>16立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">960,000 円</td></tr> <tr><td>25立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">1,500,000 円</td></tr> <tr><td>40立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">2,400,000 円</td></tr> <tr><td>65立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">3,600,000 円</td></tr> <tr><td>100立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">6,000,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>上記以外の能力のガスメーターについての当社負担額は、1立方メートルにつき60,000円の割合で計算した金額といたします。</p> <p>(別表第7) ~ [付 録] (略)</p>	設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額	2.5立方メートル毎時以下	55,000 円	4立方メートル毎時	88,000 円	6立方メートル毎時	132,000 円	10立方メートル毎時	220,000 円	16立方メートル毎時	352,000 円	25立方メートル毎時	550,000 円	40立方メートル毎時	880,000 円	設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額	2.5立方メートル毎時以下	60,000 円	4立方メートル毎時	96,000 円	6立方メートル毎時	144,000 円	10立方メートル毎時	240,000 円	16立方メートル毎時	384,000 円	25立方メートル毎時	600,000 円	40立方メートル毎時	960,000 円	65立方メートル毎時	1,560,000 円	100立方メートル毎時	2,400,000 円	160立方メートル毎時	3,840,000 円	200立方メートル毎時	4,800,000 円	設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額	2.5立方メートル毎時以下	150,000 円	4立方メートル毎時	240,000 円	6立方メートル毎時	360,000 円	10立方メートル毎時	600,000 円	16立方メートル毎時	960,000 円	25立方メートル毎時	1,500,000 円	40立方メートル毎時	2,400,000 円	65立方メートル毎時	3,600,000 円	100立方メートル毎時	6,000,000 円	<p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p>	<p>(別表第6) 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額 (ガスメーターの能力別当社負担額)</p> <p>(1) 別表第1の1-1 供給区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">設置するガスメーターの能力</th> <th style="width: 50%;">ガスメーター1個につき当社の負担する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2.5立方メートル毎時以下</td><td style="text-align: right;">55,000 円</td></tr> <tr><td>4立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">88,000 円</td></tr> <tr><td>6立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">132,000 円</td></tr> <tr><td>10立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">220,000 円</td></tr> <tr><td>16立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">352,000 円</td></tr> <tr><td>25立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">550,000 円</td></tr> <tr><td>40立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">880,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>上記以外の能力のガスメーターについての当社負担額は、1立方メートルにつき22,000円の割合で計算した金額といたします。</p> <p>(2) 別表第1の1-2 供給区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">設置するガスメーターの能力</th> <th style="width: 50%;">ガスメーター1個につき当社の負担する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2.5立方メートル毎時以下</td><td style="text-align: right;">60,000 円</td></tr> <tr><td>4立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">96,000 円</td></tr> <tr><td>6立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">144,000 円</td></tr> <tr><td>10立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">240,000 円</td></tr> <tr><td>16立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">384,000 円</td></tr> <tr><td>25立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">600,000 円</td></tr> <tr><td>40立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">960,000 円</td></tr> <tr><td>65立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">1,560,000 円</td></tr> <tr><td>100立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">2,400,000 円</td></tr> <tr><td>160立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">3,840,000 円</td></tr> <tr><td>200立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">4,800,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>上記以外の能力のガスメーターについての当社負担額は、1立方メートルにつき24,000円の割合で計算した金額といたします。</p> <p>(3) 別表第1の1-3 供給区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">設置するガスメーターの能力</th> <th style="width: 50%;">ガスメーター1個につき当社の負担する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2.5立方メートル毎時以下</td><td style="text-align: right;">150,000 円</td></tr> <tr><td>4立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">240,000 円</td></tr> <tr><td>6立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">360,000 円</td></tr> <tr><td>10立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">600,000 円</td></tr> <tr><td>16立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">960,000 円</td></tr> <tr><td>25立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">1,500,000 円</td></tr> <tr><td>40立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">2,400,000 円</td></tr> <tr><td>65立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">3,600,000 円</td></tr> <tr><td>100立方メートル毎時</td><td style="text-align: right;">6,000,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>上記以外の能力のガスメーターについての当社負担額は、1立方メートルにつき60,000円の割合で計算した金額といたします。</p> <p>(別表第7) ~ [付 録] (略)</p>	設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額	2.5立方メートル毎時以下	55,000 円	4立方メートル毎時	88,000 円	6立方メートル毎時	132,000 円	10立方メートル毎時	220,000 円	16立方メートル毎時	352,000 円	25立方メートル毎時	550,000 円	40立方メートル毎時	880,000 円	設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額	2.5立方メートル毎時以下	60,000 円	4立方メートル毎時	96,000 円	6立方メートル毎時	144,000 円	10立方メートル毎時	240,000 円	16立方メートル毎時	384,000 円	25立方メートル毎時	600,000 円	40立方メートル毎時	960,000 円	65立方メートル毎時	1,560,000 円	100立方メートル毎時	2,400,000 円	160立方メートル毎時	3,840,000 円	200立方メートル毎時	4,800,000 円	設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額	2.5立方メートル毎時以下	150,000 円	4立方メートル毎時	240,000 円	6立方メートル毎時	360,000 円	10立方メートル毎時	600,000 円	16立方メートル毎時	960,000 円	25立方メートル毎時	1,500,000 円	40立方メートル毎時	2,400,000 円	65立方メートル毎時	3,600,000 円	100立方メートル毎時	6,000,000 円
設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額																																																																																																																									
2.5立方メートル毎時以下	55,000 円																																																																																																																									
4立方メートル毎時	88,000 円																																																																																																																									
6立方メートル毎時	132,000 円																																																																																																																									
10立方メートル毎時	220,000 円																																																																																																																									
16立方メートル毎時	352,000 円																																																																																																																									
25立方メートル毎時	550,000 円																																																																																																																									
40立方メートル毎時	880,000 円																																																																																																																									
設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額																																																																																																																									
2.5立方メートル毎時以下	60,000 円																																																																																																																									
4立方メートル毎時	96,000 円																																																																																																																									
6立方メートル毎時	144,000 円																																																																																																																									
10立方メートル毎時	240,000 円																																																																																																																									
16立方メートル毎時	384,000 円																																																																																																																									
25立方メートル毎時	600,000 円																																																																																																																									
40立方メートル毎時	960,000 円																																																																																																																									
65立方メートル毎時	1,560,000 円																																																																																																																									
100立方メートル毎時	2,400,000 円																																																																																																																									
160立方メートル毎時	3,840,000 円																																																																																																																									
200立方メートル毎時	4,800,000 円																																																																																																																									
設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額																																																																																																																									
2.5立方メートル毎時以下	150,000 円																																																																																																																									
4立方メートル毎時	240,000 円																																																																																																																									
6立方メートル毎時	360,000 円																																																																																																																									
10立方メートル毎時	600,000 円																																																																																																																									
16立方メートル毎時	960,000 円																																																																																																																									
25立方メートル毎時	1,500,000 円																																																																																																																									
40立方メートル毎時	2,400,000 円																																																																																																																									
65立方メートル毎時	3,600,000 円																																																																																																																									
100立方メートル毎時	6,000,000 円																																																																																																																									
設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額																																																																																																																									
2.5立方メートル毎時以下	55,000 円																																																																																																																									
4立方メートル毎時	88,000 円																																																																																																																									
6立方メートル毎時	132,000 円																																																																																																																									
10立方メートル毎時	220,000 円																																																																																																																									
16立方メートル毎時	352,000 円																																																																																																																									
25立方メートル毎時	550,000 円																																																																																																																									
40立方メートル毎時	880,000 円																																																																																																																									
設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額																																																																																																																									
2.5立方メートル毎時以下	60,000 円																																																																																																																									
4立方メートル毎時	96,000 円																																																																																																																									
6立方メートル毎時	144,000 円																																																																																																																									
10立方メートル毎時	240,000 円																																																																																																																									
16立方メートル毎時	384,000 円																																																																																																																									
25立方メートル毎時	600,000 円																																																																																																																									
40立方メートル毎時	960,000 円																																																																																																																									
65立方メートル毎時	1,560,000 円																																																																																																																									
100立方メートル毎時	2,400,000 円																																																																																																																									
160立方メートル毎時	3,840,000 円																																																																																																																									
200立方メートル毎時	4,800,000 円																																																																																																																									
設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額																																																																																																																									
2.5立方メートル毎時以下	150,000 円																																																																																																																									
4立方メートル毎時	240,000 円																																																																																																																									
6立方メートル毎時	360,000 円																																																																																																																									
10立方メートル毎時	600,000 円																																																																																																																									
16立方メートル毎時	960,000 円																																																																																																																									
25立方メートル毎時	1,500,000 円																																																																																																																									
40立方メートル毎時	2,400,000 円																																																																																																																									
65立方メートル毎時	3,600,000 円																																																																																																																									
100立方メートル毎時	6,000,000 円																																																																																																																									